

精神障害者支援のための関係者による協議の場の設置について

【国 基本指針（成果目標）】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、

- 協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

各区市町村の設置状況

	区市町村数	内訳
令和4年度末 設置済	43	(区部) 22区 中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 (市町村部) 20市1町 八王子市、立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、奥多摩町
検討中	9	(区部) 1区 千代田区 (市町村部) 6市2町 武蔵野市、青梅市、福生市、狛江市、羽村市、西東京市、瑞穂町、日の出町
設置予定なし	10	

(区市町村報告より作成)

